

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会第4回議事要旨
(案)

1, 日時 平成20年2月27日(水) 10:00~12:00

2, 場所 中央合同庁舎7号館金融庁9階共用会議室1

3, 出席者 (敬称略)

(構成員)

五十嵐 善夫、岡村 久道、加藤 秀次、岸原 孝昌、木村 たま代、桑子 博行、小泉 文明、国分 明男、小林 洋子、坂田 紳一郎、関 聡司、高橋 信行、高橋 正夫、竹之内 剛、立石 聡明、田野 弘、長田 三紀、井上 恵悟(中山構成員代理)、長谷部 恭男、春田 真、平澤 弘樹、別所 直哉、堀部 政男、丸橋 透、山口 英、吉川 誠司

※斎藤構成員、松山構成員は欠席。

(オブザーバー)

内閣官房IT担当室内閣参事官、内閣府政策統括官付参事官(青少年育成担当)、警察庁情報技術犯罪対策課長、経済産業省情報経済課長、文部科学省青少年課長

(総務省)

寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、谷脇事業政策課長、黒瀬データ通信課長、二宮消費者行政課長、吉田消費者行政課企画官、岡村消費者行政課長補佐、内藤消費者行政課長補佐、石井消費者行政課長補佐

4, 議事

(1) 開会

(2) 構成員の追加について(事務局)

(3) インターネット上のコンテンツの評価システムについて

菊池 尚人 慶應義塾大学 デジタルメディア・コンテンツ総合研究機構
准教授

(4) インターネット利用に関する教育・啓発等について

・「e-ネットキャラバンの取組について」

山田 能弘 (財)マルチメディア振興センター プロジェクト企画部 担
当部長

・「ICTメディアリテラシー育成プログラムについて」

松川 憲行 総務省 情報通信政策局 情報通信利用促進課 課長

(5) 小中学生及び保護者の携帯インターネットに関する意識

加藤 秀次 (社)日本PTA全国協議会 副会長

(6) 中間取りまとめ骨子に盛り込む要素(案)について(事務局)

(7) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 議題について

(i) 構成員の追加について

株式会社ミクシィの小泉文明経営管理本部長が新たに構成員に加わる
ことにつき了承。

(ii) インターネット上のコンテンツの評価システムについて

資料3に基づき、慶應義塾大学菊池尚人准教授より説明。その後、以下のやりとり。

○ 従来のメディアと違ってインターネットは国際的なネットワークであり、例えば日本向けのウェブサイトであってもサーバは米国に置かれていたりする。このような海外から届けられるコンテンツについて、お話いただいた評価機関はどう対応するのか。

→ 難しい問題であると認識しているが、例えば著作権者団体同士の国際協調などが進められており、第三者機関においても海外との調整や考え方の整理というのも一つの検討課題であると考えている。

○ 評価システムについての話は今後の報告書にも影響を与える発表だったと思うが、疑問点もある。制度設計の問題においては、基本的な考え方として、利用者の幅広い選択が重要であるところ、発表を聞く限りそういったイメージを持ってない。優良サイトを認定する第三者機関としてしまうと、現行のホワイトリストに代わる新たなボトルネックとなってしまう。フィルタリングの改善については、本当に問題のあるサイトだけに限定してブラックリストを作成していく方向を目指すべきではないか。認定基準についても、あまり厳格にしすぎると参入障壁となってしまうことが懸念されるところであり、その点からも、ホワイトリストではなくブラックリ

ストを作るべきである。また、参考として他分野における評価機関を挙げられているが、他分野のコンテンツについては特定の供給者がいるのに対して、ネットのコンテンツは利用者自身が提供者となりうる。性格が異なる分野のものを参考としてインターネット用の第三者機関を作ることが正しい方向なのかは検討が必要。また、最初は商用コンテンツを対象とするとのことだが、ボランティアや公的機関等の運営するサイトが取り残されてしまうおそれが高い。

- 映倫等はずでにできているコンテンツを審査する機関であるのに対して、サイバー空間のコンテンツに対してはそれでは対応できない。他分野における評価機関をそのまま導入するという趣旨ではないと思うが、どこを変える方向で検討するのか、お考えがあれば示されたい。
- 第三者評価機関が単一である必要はないと考えている。究極的には受信者側において個別に選択ができることが望ましいが、ひとまずコンテンツの提供側においても何らかの対策をすべきというのが今回の話の趣旨。認定基準についても、参入障壁とならないよう明確な運用が求められると認識している。他の機関との違いとしては、コンテンツの内容だけでなくその運営体制等も考慮に入れる予定である。また、完全に黑白つけずに、グレーなもの判断するにとどまる場合もあると考えており、必ずしも参考として掲げている各機関におけるような確定した基準となるわけではない。
- 映倫等における審査では、単純にポルノか否かといった観点からのみ検討を行えばよいが、たとえばサイバーポルノにおいては、景品表示法違反か否か等、論点は多岐に渡るため、審査の仕組みには工夫が必要。なお、第三者機関における認定の結果が、ホワイトリストへの追加およびブラックリストからの除外という風に反映されるものと考えてよいか。
- 然り。
- 複数の第三者機関がある場合、キャリアはどう対応するのか全く不明である。また、第三者機関によって認定されたサイトにおいてトラブルがあった場合の責任問題はどうなるのか。そういった責任分担が不明確であることが、現在のキャリアの慎重な態度の一因なのではないか。
- キャリアは可能限り多様性を提供すべきと考えている。
- 有害なのか健全なのかといった基準自体が現在曖昧であるところ、基準ができればサイトの認定だけではなく、有害情報の排除にとっても有用。その第一段階として、第三者機関による認定をひとまずホワイトリストに用いるというのが菊池准教授の発表の趣旨だと理解している。また、我々業界としてはある程度襟を正していきたいと考えており、今後第三者機関

において検討を行う学識経験者の方々には、基準を公平でかつ世に受け入れられるものとされるよう求めていきたい。

- 基本的な考え方には賛成する。ただ、当初は商用コンテンツのみを対象とするとのことだが、商用以外のコンテンツであっても、フィルタリングによってつながらなくなるということが問題点としてあり、可能であれば開始時から幅広いコンテンツを対象とする姿勢を見せていただきたい。そして、そのための費用負担といった問題については別途議論していきたい。
- 青少年にふさわしくない広告が表示されているというのは、審査において考慮されるのか。
 - それらも広く審査における考慮対象とすべきと考えている。
- 当初の対象は商用コンテンツとするとなると、青少年向けにビジネスを行っているサイトをまず対象とするわけだから、一般のサイトに比べて審査は厳しくならざるをえない。その後他分野のサイトについてまで審査対象を拡大する際に、その基準をどうするのかは検討が必要。また、フィルタリングについては、「SafetyOnline3」のような基準がすでに存在し、それらに準拠しつつ各関係者が取り組んできている。今後の基準の検討においても、このような既存の取組を考慮することは重要と考えるが、どうお考えか。
 - まったく同感。

(iii) インターネット利用に関する教育・啓発等について

資料4に基づき（財）マルチメディア振興センタープロジェクト企画部山田能弘担当部長より、資料5に基づき総務省情報通信政策局情報通信利用促進課松川憲行課長より、それぞれ説明。その後、以下のやりとり。

- e-ネットキャラバンについて、インターネットのリスク・危険性のみを前面に出しているきらいがあるが、実際の現場においては、インターネットの良い部分への言及はあるのか。
 - 今日は省略したが、実際には冒頭でまずインターネットのメリットを伝えている。
- PCからのウェブ利用とモバイルでのウェブ利用を分けているか。また、今後分ける予定はあるか。
 - 今後については検討するが、ひとまず現状は「インターネット」でひとくくりとしており、ツールによって分けたりはしていない。
 - 携帯電話に特化しているテーマもあるが、その他は共通としている。小学校5・6年生を対象としているので、携帯電話を一つのテーマとした。見直しは今後の検討課題。
- 実際に子供の見るようなサイトで提供するのによいのではないか。

- e-ネットキャラバンは一義的には保護者・教職員向けの講習を行うものである。ただ、もちろん子供への啓発も重要であると認識しており、e-ネットキャラバンにおいても、本日発表いただいた「ICTメディアリテラシー育成プログラム」等を随時紹介している。
- 対象として主に想定している小学校5・6年生にとっては、冊子という形の方が使いやすいと考え、冊子をウェブ上からダウンロードできるようにした。インターネット補助教材により、効果的な学習ができるようにしている。
- 大変素晴らしい取り組み。ただ、現在の保護者は今何がどうなっているのかわからないという意識を強くもっているのが現状。メディアリテラシーについても、どこに何があるのか非常にわかりにくくなっており、是非メディアリテラシーに関するポータルサイトを構築し、どこに行けば何が学べるのかという情報を集約していただきたい。
- 内閣府において「消費者教育ポータルサイト」の構築が検討されており、これとの連携も考えられるのではないか。

(iv) 小中学生及び保護者の携帯インターネットに関する意識

参考資料「子どもとメディアに関する意識調査結果報告書抜粋」に基づき、(社)日本PTA全国協議会加藤秀次副会長より説明。その後、以下のやりとり。

- P77について、子どもの年代別のデータはあるのか。
- 本調査は小学5年生、中学2年生及び保護者を対象とした調査であるが、小学5年生と中学2年生を分けた集計データはない。ただ、小学5年生のケータイ所持率は低いものと認識している。
- 年代によって事情が相当異なってくると考えられるので、年代別の集計があれば望ましい。また、P84について、子どもの側では携帯電話の使用に関してルールがないとする回答が多数である一方、保護者の多数はルールがあると回答しており、ギャップが見られるが、この背景は何か。
- そこまで踏み込んだ分析はまだできていない。
- 何を有害と考えるか等は各家庭によって異なってくるところも多いと考えているが、自己責任に関する意識について何か読み取れる部分はあるか。また、自己責任についてどうお考えか。
- もちろん各家庭でルールが異なるところはあると思うが、一方で違法な情報のように、社会として一律に守るべきルールは存在すると思われる。事業者と現場の保護者や学校関係者ではもっている情報に格差があり、この状態で自己責任といわれても公平でない。
- フィルタリングの普及を図るべきだと考える人が多い一方、実際に導入

している人が半数以下というのは矛盾しているように思うのだが、この点どうお考えか。

→ この調査結果が矛盾しているとは認識していない。これも説明や理解の不足によるものと考えている。フィルタリングを設定しておいたうえで、親の責任でフィルタリングを外すという形が望ましいと考えられ、これはPTAとしてもまとまった意見である。

(v) 中間取りまとめ骨子に盛り込む要素(案)について

資料6に基づき、事務局より説明。その後、以下のやりとり。

- P4に「ブラックリストにした場合のキャリアの責任範囲」とあるが、どういった責任を想定しているのか。サイト運営者に対する民事責任なのか、対利用者の責任なのか。また、ホワイトリストにした場合についても責任問題は生じるのではないか。「ブラックリストにした場合のユーザへの周知内容や期間等」についても、たとえばフィルタリングがかかった時点での強制退会に付随する問題等の周知の必要性は、ホワイトリストにした場合でも変わらないのではないか。また、フィルタリング以外の取組として、利用者の年齢確認手段の検討も盛り込むべきではないか。
- 携帯電話のネットワークは通常のコンピュータ・ネットワークとはかなり異なっており、現在本検討会において行われている携帯電話向けのフィルタリングに関する議論は、ネットワーク全体から見ればかなり偏った分野での話。これが報告書としてまとめられたときに一人歩きしてしまい、その内容が一般化されることが非常に危惧される。可能であれば報告書に携帯電話限定の話であると明示するか、もしくは現行のフィルタリングの方法の妥当性や社会的なコスト負担論、技術開発のフォローアップ、ユーザにおける責任等も盛り込まれたバランスのある報告書となるよう留意してもらいたい。
- ユーザの選択可能性を奪っている現在のフィルタリングを改善し、新たな使い勝手のよいフィルタリングを導入する場合のコストについて何とか試算できないものか。概算でも構わないので、一定の試算を土台に議論することが必要ではないか。
- 「優良なコンテンツ」という文言が出てくるが、これがホワイトリストに載せるべきコンテンツという趣旨で書かれているのだとすると問題がある。コンテンツの評価の在り方については議論のあるところであり、有害で無いコンテンツの評価基準を定めることと、優良とされるコンテンツのそれとは別問題である。まずは有害でないコンテンツのあり方から議論されていくべきもの。ひとまず表題からしてこういった表現を用いることには違和感がある。

- 携帯電話に特化した話であるという点は是非明確にしていきたい。また、「優良なコンテンツ」とすると子どもにとって優良という意味にとられかねない。あくまでフィルタリングのための適正な基準を定める第三者機関についての議論を行っているのであり、その点に留意すべき。フィルタリングサービスの多様性に関しては、現在PC向けのフィルタリングサービスではサイト単位ではなくページ単位でのフィルタリングが可能となっており、この方式でのフィルタリングの提供の推進というのも盛り込んでいきたい。また、フィルタリングサービスに求められることとしていくつか記載されているが、これに必要な技術の向上のための支援ということも何らかの形で盛り込むべきではないか。第三者機関については、その組織的な透明性・中立性だけでなく、第三者機関の作り上げる基準そのものの透明性の確保も求めていく必要があるのではないか。
- 携帯電話に限定された話であると明確化すべきという点には私も同意。なお、今までの議論はフィルタリングありきの方向で行われており、中間報告の方向性もそうなっているように見えるが、あくまでフィルタリングはインターネット上の違法・有害情報対策のいくつかの方法のうちの一つであるという位置づけは明確にすべき。問題を放置したままフィルタリングの導入を進めるのは不適切。フィルタリングの課題の解決に時間がかかるのであれば、いったん導入促進を止めるという選択肢もあるのではないか。フィルタリングの現状モデルの課題としては、ホワイトリストだけではなくブラックリストにも問題があるという点は記載すべき。フィルタリングサービスの多様性に関しては、キャリア以外の事業者が提供するフィルタリングの利用可能性という点も検討が必要。「ホワイトリスト、ブラックリストの評価」については、今は形式的に一定のカテゴリに該当すればすべてフィルタリングが適用されるという点に強い問題意識を持っており、本当に問題のあるサイトだけをブラックリストに組み込むようにしていきたい。第三者機関については、優良サイトを認定するという方向性は不適切であり、あくまで何が有害かを検討していくほうが望ましい。また、第三者機関の原則としては、中立性・透明性だけではなく、ユーザによる選択可能性も盛り込んでいきたい。

(vi) 次回会合は4月2日(水) 14:00~16:00の予定。

(3) 閉会

(以上)